

# 志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第17号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)



## 早期結審の方針は揺るがない!

原告団長 北野 進

「御社から示されたS-2・S-6だけをみればいいという考えは許容できない」

「連続性があると判断した(敷地内外の)21断層のうち重要な安全機能を有する施設の直下にある断層、S-2・S-6、S-4、S-5、S-7、S-8、B-2、K-2、K-4断層については、活動性の評価対象とすべきだ」

「取水路トンネルの破砕部を確認し資料の提出を求める」

「今回、『シーム』という表現を使わず、構造地質学の一般

的な教科書に書いてある断層破砕部と認めたことは進歩だが、シームと破砕部は物質科学的に違うもの。確かめた上で名称を変えたのか」

3月10日、9カ月ぶりに開催された原子力規制委員会の審査会合。原子力規制庁の安全審査官らは、志賀2号機の新規制基準の適合性についての議論を始めるにあたって、北陸電力に対して次々と厳しい言葉をぶつけました。

この審査会合と3月16日の第22回口頭弁論は、今後の志賀原発訴訟が次なる段階に入ったことを示すものです。この間の経過を整理し、当面の重点課題を提起したいと思います。

2016年をあらためてふり返ると、志賀原発の廃炉に向けて大きく前進した年でした。規制委員会の下に設けられた有識者会合が志賀原発の敷地内断層について、「活断層の可能性否定できず」の結論をまとめ、報告書を提出。規制委員会は今後、2号機の新規制基準適合性審査に

## 志賀原発を廃炉に!訴訟 原告団総会

5月20日(土)午後1時30分～

志賀町文化ホール

☆記念講演(午後3時～)

—650シーベルト/hの真実—

『福島第一原発の現状と志賀原発の危険性』

講師:後藤政志さん(元原子炉格納容器設計者・工学博士)



あたって、報告書を重要な知見として扱うこととなります。私たちもこの報告書を証拠として裁判所に提出し、早期結審、判決を求めてきました。対する北陸電力の戦略は裁判を徹底して引き延ばし、規制委員会の場での逆転に賭けるといえるものです。その背景には、規制委員会すら政治的なコントロール下に置こうとする安倍政権の再稼働路線があります。

こうした中での先の口頭弁論でしたが、残念ながら私たちの早期結審を求める方針は頓挫しました。この間、敷地内活断層の有無に争点を絞り込む「争点整理メモ」を示して訴訟を指揮してきた藤田裁判長でしたが、人事異動で転出となり、目前まで手繰り寄せた結審がこぼれ落ちてしまったのです。今後の訴訟進行は新裁判長に委ねられ、従来の裁判所の方針が維持される保証はありません。

一方、北電の規制委員会での逆転のシナリオにも暗雲が立ち込めました。2号機の再稼働申請を行なっている北電は、タービン建屋直下を走るS-2・S-6の活動性のみを否定して地震に対する安全性をクリアしようと考えたようですが、逆に2号機原子炉建屋のど真ん中を走るS-4はじめ他の敷地内断層の活動性も否定する根拠を示すよう求められました。海側のK-2、K-4の上にも重要構造物である原子炉補器冷却系の取水路トンネルが通るため、評価対象に加えられるようです。規制委員会の審査会合は、北陸電力の意に反して次々と高いハードルを並べています。

今後の審査の展開、そして結論は予断を許しませんが、北電にとって厳しい状況は変わらないこと、そして再稼働の優先順位が低い志賀原発ですから審査はかなり長引くであろうことが予想されます。

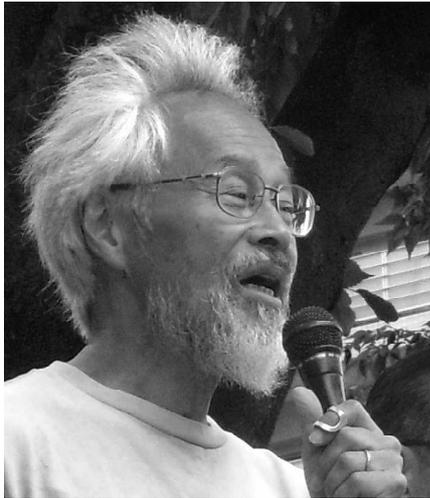
こうした中、私たちは新裁判長の下で第23回以降の口頭弁論に臨みます。原子力規制庁が北電に課している課題や新たに求めている資料は、基本的には有識者会合の報告書をさらに補強するもの、あるいはこれまで提出を促してきたけれど北電が提出できなかったものであり、新裁判長が結審を先延ばしする理由はどこにもありません。仮に規制委員会の審査の行方を見守ろうとするならば、それは司法の責任の放棄以外の何ものでもありません。

私たちは新裁判長が打ち出す新たな訴訟指揮を黙って眺めているわけにはいきません。志賀原発の廃炉を求める熱い世論を伝えていかなければなりません。判決の機が十分熟していること

もアピールしなければなりません。まずは5月20日の原告団総会、そして後藤政志さんの講演会への原告・サポーターのみなさんの最大限の結集を呼びかけます。さらに7月10日の次回口頭弁論は、早期結審を求める原告・サポーターで法廷を超過員にし、新裁判長を歓迎しましょう。



↑原子力規制委員会ホームページ「事業者とのヒアリング資料」より



## 「原発安全神話」から「放射能安全神話」へ

原告団副団長・福島からの避難者 浅田 正文

あの日から6年も経ってしまいました。政府は強かに帰還政策を進め、福島県も呼応して帰還を促す活動を全国で展開しています。「福島へ帰れるようになって良かったですね」と時々言われますが、その内情を避難者の立場から述べます。

「過剰避難」といわれ…

新聞には「帰還」「復興」

の活字が躍っていますが、福島は現在も、原子力災害特別措置法により緊急事態が発令中であることをご存知ですか？その結果、福島県帰還区域は20ミリシーベルト（以下mSv）/年に基準が緩められています。福島県以外では1mSv/年、放射線管理区域<sup>①</sup>は5.2mSv/年です。放射能汚染の中で、大人も子供も普通の生活を強いられるのが帰還政策の実態です。

当然、子供らの健康を考えて福島へ戻らない家族が出ます。<sup>②</sup>「過剰避難」のレッテルを貼られ、「安全なのに帰らないなら、住宅補助を打ち切りますよ」と今年3月末に一部の例外を除き住宅補助がなくなり、母子避難、二重生活世帯の苦悩はまさに「貧困か被曝か」どちらを採るかです。

甲状腺がんが多発しています。福島県の18歳未満の対象者38万人の検査で、がんの疑いを含め、1～2巡目（2011～15年）で計184人です。3巡目（2016～17年）は検査結果未確定。当然ながら、被害は福島県に留まりません。近隣の茨城県北茨城市で3人（2015/8）宮城県丸森町で2人（2016/6）が見つっています。事故前には100万人に1～3人とされていたのですが、福島県は多発実態を認めるものの、「原発事故の影響とは考えにくい」と今も主張し続けています。

国が甲状腺がん治療支援を行わないので、著名人が「甲状腺がん子ども基金」<sup>③</sup>を設立し、「手のひらサポート」として療養費給付事業を始めました。3回の受給者66人。うち福島県外の受給者は16人で、そのうち7人がアイソトープ治療が必要な重症者です。

原発避難者訴訟、東電と国に賠償命じるも…

東京電力福島第一原発事故に伴い、福島県から群馬県に避難した住民ら45世帯137人が東電と国に約15億円の損害賠償を求めた訴訟で、前橋地裁は3月17日、東電と国に3855万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。国と東電の責任を認めた判決であり、とても嬉しい。しかし賠償額は単純平均すると1人当たりわずか28万円であり、原告が求めた一律1100万円にはほど遠い。しかも原告137人中72人の請求を退け、避難指示区域の住民19人に75万円～350万円/人、区域外からの避難者に7万円～73万円/人で、あまりにも

①放射線管理区域…飲食不可、18歳未満不可、X線技師など

②福島県内避難者…39,608人、県外避難者…39,818人、避難先不明…20人、合計79,446人

③郵便振替…記号:00100-3番号:673248、口座名義「3・11甲状腺がん子ども基金」

少ない。みなさんはどう思いますか？

私は別の賠償訴訟に加わっています。事故前は、リスがベランダの前のクルミの木に来る姿に時を忘れ、来客と散歩中タラの芽を摘み、薪ストーブの前でうたた寝し、お金では買えない豊かな生活でした。



↑福島県三春の滝桜

「自然との共生」を奪われ、私はあえて賠償請求額を1000万円に抑えたものの、訴訟費用・現地放射能汚染調査分担金・何年にも及ぶ東京往復旅費（年3～4回）などを差し引くと手元に残る額はいくらなのか。賠償裁判に費やす時間は虚しい。

### 志賀原発を危惧する

ところで志賀原発はどうでしょうか。臨界事故を8年間も隠し続け、活断層による地震・事故リスクが高く、原子炉建屋への雨水流入で漏電事故を起こすなど、原発を安全に管理・運転する能力に欠けているのでは、と思わざるを得ません。そして万一の時の避難は？

フクシマの教訓を無にしてはなりません。2006年志賀原発2号機裁判勝訴を再び！

## 年会費納入のお願い

2012年6月の提訴以来、この3月までに私たちはすでに基本的な主張を終えており、被告の主張に反論しながら早期の結審を裁判所に迫ってきたところです。

しかし、ここに来て裁判官の交代という事態を迎え、新たな戦略が求められます。

次の口頭弁論で私たち原告はこれまでの主張をまとめ、新たに赴任した裁判官に説明することになります。これまでに双方から提出された膨大な裁判資料を裁判官が読解し、早期結審に向けた訴訟指揮が示されれば幸いです。しかし決して楽観はできません。

私たち原告団の主戦場は今後も金沢地裁ですが、これまで以上に法廷外の活動が求められます。幅広い世論形成の中で、志賀原発を廃炉に追い込んで行きましょう。

新たな段階の活動を支えるために、年会費納入をよろしくお願いいたします。（堂下）

☆年会費…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

お手数ですが、下記いずれかの方法で送金をお願いします。

- ①同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。  
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。

①同様の集団訴訟は全国20地裁・支部で約1万2000人が起こしている